



許します。堀昌雄君。

○堀委員 本日は、所得税法について少し根本的な問題の論議をいたしたいと思います。

所得税法の中で現在の所得税の負担の状態を見ますと、最も大きな負担といふのは給与所得であります。そこで今回も給与所得控除の改正が提案をされておるわけでありますけれども、まず第一に給与所得控除といふものの基本的な概念といいますか、ここがはつきりしないと今後の給与所得の控除をする場合にもいろいろと問題が出てくる。こういうふうに考えます。

そこで、本年度の給与所得控除を提案するにあたって、給与所得控除といふものは一体何なのか、どういう理由でそれが行なわれるのかということを第一としてお伺いをいたします。

○農政府委員 給与所得控除の本質は何であるかということにつきましては、かねてから当委員会でいろいろ御論議のあったところでござりますが、給与所得控除にはいろいろの意味がある。まず第一には、給与所得につきましては御承知のとおり特別に経費控除をいたしておりません。しかしながら給与所得者といえども、その収入を得るために必要な経費があることは当然でございますが、これを各人別に経費を計算することはとうてい困難でござりますので、その概算的控除として給与所得を設けて、収入を得るために必要な経費の概算的控除とする、これが一番大きな性格であるうと思ふでございます。その第二は、給与所得控除を設けて、収入を得るために必要な経費の概算的控除とする、これが一番大きな性格であるうと思ふでございます。その第三は、御承知のとおり毎月源泉徴収されます。申告納税の所得

者に比べまして、納期がやや早いといふことがあるわけでございます。そういった点から納期の早いことによる利子部分がある。これが第二でございま

す。第三番目は、給与所得の性格は事業所得に比べまして、租税力の観点から見て弱い点があるという点でございま

す。それから第四番目は、これは税理論だけではなく実行上の問題も加わっておりますわけですが、給与

所得者の所得の把握は源泉徴収によりまして正確に行なわれる。事業所得者の場合にはその所得の把握が必ずしも十分適切に行なわれがたい性格がある、こういった点から給与所得と事業所得の両者の把握のバランスが必ずしもとれていないと、といった面をも考慮して、給与所得控除を設けるべきだといふのでござります。およそ以上申し上げました四つの点を考慮いたしまして、給与所得控除を設けるということにいたしております。

○農政府委員 給与所得控除につきましては、先ほど申し上げましたように四つの性格があるということでござりますが、それではその中で第一の概算的控除のウエートがどのくらいであるかと論議をしてみたいのですが、概算控除の経費というもののいまの給与所得控除のあり方は今度改正になりますし、基礎控除的な部分として二万円、それから四十万円までが二〇%、それ

をこえて一〇%最高十四万円という改正になるわけありますけれども、そこでその概算的控除経費というものの点はなかなか数字的に申し上げること

でござりますが、給与所得が他の所得に比べて租税力が弱いという点と、それから他の事

業所得なんかに比べて所得の把握が正確に行なわれる、そのバランスという点はむずかしいです。私どもいたしましては、給与所得が他の所得に比べて租税力が弱いという点と、それから他の事

に事業所得に比べてそのときは私は同じだらうと思うのですが、給与所得者が死亡したりした場合におけるその後の問題という形で全体を含めてみる

と、確かに弱い。それから把握率とかいろいろあると思うが、何となくこれ

をかきませて何となく抽象的に出した

ところを、このウエートをどういう

か、こうに考えておるのか、ちょっと

答えてもらいたい。

○農政府委員 給与所得控除につきましては、先ほど申し上げましたように

四つの性格があるということでござ

りますが、それではその中で第一の概算的控除のウエートがどのくらいであるかと論議をしてみたいのですが、概算控除の経費というもののいまの給与所得控除のあり方は今度改正になりますし、基礎控除的な部分として二万円、それから四十万円までが二〇%、それ

をこえて一〇%最高十四万円という改

正になるわけありますけれども、そ

れから四十万円までが二〇%、それ

をこえて一〇%最高十四万円という改

正になるわけありますけれども、そ

れから四十万円までが二〇%、それ

をこえて一〇%最高十四万円という改

正になるわけありますけれども、そ

れから四十万円までが二〇%、それ

いたいと存じます。

○堀委員 いま少し検討してもらいま

すが、一体いつごろになつたら答えられ

れるか、いま少しというのはどのくら

いの時間ですか。

○農政府委員 御承知のように税制調査会は来年の七月まで存続することになつております。もちろんその後も委員が交代いたしまして税制調査会は続

けていかれるわけありますが、しかし税制調査会として現在の委員によつて、少なくともここ当分の税制調査会

の基本的方向はこうあるべきであると

いう答申を本年中にいたさたいといつ

うつもりで私どもとしては税制調査会

の審議の促進をお願い申し上げてある

のでござります。私どもいたしましては、できるだけ本年中にそういう

点につきまして答申をいたさたいと

思つておるのでござります。

○堀委員 実は私がたいへんむずかし

いことを聞いておりますのは、どうも

こうしたことになっておるようですが

が、抽象的概念では数字をはじき出す

ときには現実につながらない。そこでや

ということを強く感じておるわけで

す。

私は、今度のこの給与所得控除の問題の中にちょっとわからない点がある

ので、ひとつ御説明をいただきたいの

は、税制調査会の資料によりますと、

要するに、基礎控除のところに一つ

ひつかったものの考え方が出されて

おります。「概算経費的要素」のうち、

固定経費的な部分に着目して、これを

控除するため、「三十六年度に創設を

された。その創設をされたときの取り

扱い方によつて、「基礎控除額の外枠

において二〇%の定率による給与所得

控除の適用を受ける」という一つの設

定額控除に纏り込むべき金額は

例ですが、こういう考え方は具体的だ

から、これが一つのルールとして確認

をするのなら、そのときの固定的経費

として定額控除に纏り込むべき金額は

一万円程度になる。半分見たわけです

ね。そうすると、このルールでいく

と、今度は、一体、基礎的控除部分と

いうのは、固定経費的な部分といふの

は幾らになりますか、このルールのま

まなら。

○農政府委員 御承知のように、この

定額控除の制度は、昭和三十六年の税

制改正の際設けたのでござりますが、

これをその当時の考え方で申します

と、固定経費的な部分が当時は二万円

あって、その半分を定額控除でやつて

いくということだけであるわけでござ

ります。今度御承知のように、基礎控

除を一万円引き上げることになります

ので、そういう算式でいたしますと、

固定経費の部分が四万円ということ

に相なるわけでございます。

○堀委員 いまの四万円というのは、

そうすると、この前の二万二千五百円

の見合いなのか、半分にした一円での見合いでございます。  
○堀委員 そこで、一応税制調査会は、今度の答申を含めて二回ですね、こういう一つの取り扱いをしたわけですね。そうすると、これはもう今後ひとつルールにしたらどうか。要するに、基礎控除がもし上がってきたときには、二〇〇%の外ワクによる定率によって出てきたものをひとつ固定経費の部分と見て、その半分だけは、今後もしそそちが上がったら自動的に給与所得も必ず動かす、こういうことになれば、私は、非常に問題はほつきりしてくると思うのです。だから、こういうふうな一つの概念規定のようなものが、こういう委員会の中で確立される必要がある、私は、こう思うのです。これは後に大臣になってきていた大蔵委員会と大蔵省側との統一見解として、私は、確認をしていくと思いますけれども、そういうふうな考え方をひとつ土台にすることが、こういう給与所得控除を今後取り扱う上において、非常に必要でないか。それでないと、私、いろいろ問題が起こると思うのです。今度給与所得控除の引き上げをする必要性の問題を、税制度額の引上げにより、事業所得者の負担軽減を勧告していることとも関連しております。

國るために、給与所得者について、その負担軽減を図ることが特に必要である「この二つあるわけですね。一つのはうは、いまの一、二、三、四のほうの問題で、まあ問題は片づきますね。片づくけれども、片づかぬ部分を見ておるのは、いまの固定分については、いまの半分ということを見たわけです。そうすると、あとの残りのほうですね。定率部分、二〇%、一〇%、頭打ちのこの定率部分についても、何かここにルールをこの際確立をして、その他のいろいろな関係の変動に応じて、こちらも動くんだというような考え方をしたほうが、税制改正というものの合理性がよりふえてくるんじゃないかな、こういうふうな感じもするんですね。主税局長はどう考えますか。

に、しかしそれでは給与所得控除について一定の理論がなくては今後の検討の際に困るではないかということ、またつくる必要があるうかと思ひます。基礎控除を動かした場合には必ず給与所得控除を動かさなければならぬと申しますと、やはりそのとききの減税財源とのからみ合いもござりますので、基礎控除一万元を動かしたら給与所得控除は幾ら動かさなければならぬといふルールはなかなか確立しがたいかと思ひますが、しかし一定の理論をそこに見出して、そうしてやっていくべきであるという御意見はまことにごもっともであると思ひますので、今後そうちした方向で理論づけを検討いたしてまいりたいと思う次第でございます。

考えてみますと、これはシャウブの税制勧告でがさっとここで変更しておるということが非常にはっきりしておりますね。これはシャウブがなぜこの給与所得控除についてこういうふうな大きなを振るったのかという点には、私は、やはり国情の相違というものが非常にはつきりあると思う。いまのあなたたのほうで問題にしておる四番目の把握率の問題については、おそらく私は、アメリカにおける給与所得と事業所得の把握率の差といふのは、もしあつたとしても、きわめて少ないものじゃないか。アメリカのいろいろな国民性なり、こういう税負担に対する国民常識といいますか、国民道徳といいますか、そういう考え方から見ると、非常にここに相違がある。そういう前提のもとに、また当時のシャウブが行った税制改正のいろいろな日本の過渡的諸条件というもののなかで、こういうふうに大幅な変更がされてきた。それからまた徐々にいま戻りつたるというのが現状ですけれども、残念ながら戦前の姿に全然戻つてこないわけですね。一体いつになつたら戦前の姿になるか予想もつかないというほどゆるい歩みといいますか、私はそこに日本特殊性といういろいろな問題、これは把握率の中で特に大きな問題があると思うんです。こういうことを考えてみると、私はどこかに必要な理論的な裏づけをきちんととして、もう少し給与所得については思い切った措置が必要であるし、そのことはどういうことにつながるかというと、著しく給与所得の納税者がふえてきておるわけです。そして、現実には事業所得の納税者はだんだん減りつつあるということ

半というものは、給与所得によってまるで異なる考え方には、所得税問題を論議する上に非常に私は今後の問題点になるだろうと思う。それをなぜ私は特に強調するかというと、現在とられておる自由民主党政府のやり方というものは、こいういう所得に対するよりも利子所得その他の資本所得をきわめて優遇するというかこうが片面にあるわけです。私はやはり給与所得もそれに見合ったようななかこうで、多少おくれるにしても、優遇措置を講ずるのが国民のための税制として当然だ、こういうふうに考えるわけですね。そこであなたがいまお話しになつたように、理論的にきつたりとつけるのはいいけれども、財源の関係で問題がある、こういうことはもちろん当然のことであります。が、理論的にはつきりしておれば、財源ができたらそこからやらなければならぬということになる。理論的な問題が少し不明確なために、その時点における力関係のようなものが入ってきて、この給与所得の控除の問題がややもすれば不十分な形で取り残されいくということは、これは一千七百万人近くの給与所得者の立場から見てどうしても納得ができない、こういうふうに考えるわけです。

に聞きますが、事務当局側で一体その答申が実現できなかつたのはどの点に問題があつたのか。これは三つあると思ふんですね。要するに理論的なことが薄弱なためにそれが実現できなかつたのか、他との権衡の関係があつてできなかつたのか、財源がなくてできなかつたのか、できなかつた理由というのは三つくらいだらうと思うのです。が、事務当局としてはできなかつた理由はどこにあるのですか。

り、昭和三十二年からずっと据え置かれておるわけです。三十六年に定額控除の一萬円が設けられましたときに、最高限度は十二万円に押えてあつたわけがあります。そういう点を考慮すると、二万円くらい引き上げることは適当であろう。しかし三万円引き上げることは、いかにも給与所得者の七十一万円以上の収入の者に有利になると感じで、七十一万円以下の収入者との間のバランスが問題になるのではないか、こういう点、たまたま私もども主税局の首脳部がその七十一万円以上の収入の階層にありますので、世間からお前らだけがよくなるのはおかしくはないかという批判も受けるので、この点は二万円引き上げにとどめるのがよろしいかとも考えられるので、この点ではないかという判断をいたしたのであります。

○堀委員 そうすると、上の三万円を二万円にしたというのは、大体二十一、六億ということになりますか。  
○県政府委員 さようござります。大体二十五億から三十億の間でござります。

○堀委員 そこで今度はちょっと角度を変えて、実はいまの日本の所得の状態ですね、これは日本の中だけを見てはどうにもならぬので、皆さんが出されておられる「主要諸国における給与所得者の所得税負担額の比較」というのがこの資料の十一ページにあります。これを見て私は日本の租税の負担のあり方について特に強く疑問を感じるのは、ちょうど上から四段目のところにドルで二千四百ドル、それから円で八十六万四千円という所得階層のワクがありますね。ここでようやく独身者、夫婦者、夫婦及び子二人とというところにおおむね諸外国とも課税が行なわれるところが出てくるわけですね。日本の場合にはいまだなお話のように、実は課税所得で五十万というのでは、それはいろいろ家計の状態もあるでしようけれども、給与の面から見ると、おおむねここらへくるのじやないかという感じがいたします。そこで、独身者を一〇〇として、一体日本の場合における夫婦者と夫婦及び子二人といふのは、諸外国との関係でどうなつておるかをちょっと調べてみますと、日本の場合は独身者が一〇〇%のとき夫婦者がその独身者の七六%を負担しておる。夫婦及び子二人だと六三%の負担になる。アメリカの場合は独身者が一〇〇に対しても夫婦者が六一%としうることで、夫婦及び子二人はこのときにはまだ税金はかかるないので

うに独身者を一〇〇とすると、夫婦二人のものの場合は七三、それから夫婦及び子二人は二八%とがさつと下がるのですね。三分の一になってしまふ。それから西ドイツの場合にも、まあ夫婦ものは七三%くらいですが、夫婦及び子二人のところへくると三一%とこれもやはり三分の一ほどです。一番頗著なのはフランスで、独身者を一〇〇としてみると、夫婦ものが五一%で、夫婦及び子二人のところは八%しか負担していないのですね。こういうふうに諸外国の例を見ると、今まで設定をしたところが、国民所得その他の関係でどうかということはいろいろ議論があるでしようけれども。日本の場合に、夫婦及び子二人という家計というものは夫婦二人に比べていろいろ点で非常に費用のかかる状況なんですね。二人あるいは三人みんなそうですけれども、非常に費用のかかる条件のところが、諸外国の場合は独身者に比べて大体三分の一くらい。ところが日本の場合は三分の二なんですね。これは今後の日本の税を考えていく場合に非常に考えなければならないところではないか。それはなぜかというと、だんだん文化が進歩していくにつれて一人の消費するいろいろなものというのはだんだん上がると思う。教育の問題にしましても、あらゆる意味で文化が進むにつれて経費といふものが一人ふえることによると、ふえる比率というのは高くななければなりません。それはなぜかというと、だんだん文化が進歩していくにつれて一人の姿があるのなら、税制の面でもそれが配慮されなければならぬと私は考えるのです。そうしてみると、いまの給与所得控除の問題は、いまの

下の固定的部が二万円ならばもちろん少な過ぎると思うけれども、やはり上のほうの中堅層というところが、子供が大学に行く、高等学校に行く段階で考えてみると、私は必ずしも現状でいいとは考えられないわけですね。これは諸外国を含めて、少なくとも池田さんは日本も先進国になつたんだということをよく言われるのなら、やはり税の面でも私ははある程度先進国並みの考え方をとるということが非常に重要なじやないか、こう考えます。ひとつ主税局長は、いま私が提起をした問題について一体どう考えるか、日本の場合、今後それぢやどういうふうな方向でこういう問題を処理していくこうとするのか、ちょっとお答えをいただきたい。

たしますと、わが国の場合、独身があらは夫婦ものに比べて、夫婦二人の場合は税負担はかなり重くなっています。これは結局わが国の税制の改革に基づいている点があるうと思つたでございます。御承知のように、戦前のわが国の所得税におきましては、扶養控除は税額控除でございました。それが戦後所得控除に改められまして今日に至っているわけでございますが、何ぶんにも税額控除を所得控除に直しました関係上、所得控除の額が、出発点がかなり低めであつたわけでございます。その後、だんだんと改定をいたしましてまいっておりますけれども、まだまだ配偶者控除、扶養控除の額が基礎控除に比べまして低いという点を免れなないのでございます。そういう点からいたしまして、たとえて申しますと、昭和三十五年をかりにベースといたしまして比較してみますと、一人世帯の課税最低限は、三十九年度改正によりますと、改正案が実施されることを考えますと一四五・六伸びております。これが二人世帯では一五〇、これは三十六年に配偶者控除を創設したことがかなり大きく響きまして、二人世帯は一五一になります。ところが三人世帯になりますと一四五・五、独身世帯よりは少しいですが、ほとんど変わらない。それから五人世帯になりますと一四三・八ということで、独身者世帯の場合の課税最低限の引き上げよりもおくれている。これは結局扶養親族控除がまだ低いからであるというふうに考えられるのでございます。そういった点から申しますと、今後のわが国の所得税の改正におきましては、いま申し上げましたように、配偶者控除、扶養

控除の改正に相当重きを置いてしかるべきではないかという点が考えられますが、同時に、給与所得者につきましては二〇%の控除をする階層をもう少し上のほうに持っていくことが必要であるうと考えていいのだとございま

計費のあの中で私はちょっと聞きたいのですけれども、子供はどういう学校へ行っておるのか。あなたの方の標準世帯は夫婦と子供三人ですね。あの生計費で出しておる中の子供の就学状態をどこに設定しているのか、それをちよつと聞きたいのです。

は何といつても少ないです。そう考うてみると、いまのそれはモードですかね。まあいいですけれども、私は基準準則のものどうかと思うのです。私は日本の場合には最低生計費だと思うのですね。なぜかというと、保護世帯と比べて一体どうだ、保護世帯との比べ方

う。しかし今度は、考えられる標準が、計算費といふか、そういうものもひと問題として提起して、それとの間の問題を討議しながら、諸外国のいまのうな方向に順次近づけるよう、ひとり努力をしていただきたい。

その次に、ここで第一点といふも

控除の改正に相当重きを置いてかかるべきではないかという点が考えられますが、同時に、給与所得者につきましては二〇%の控除をする階層をもう少し上のほうに持っていくということが必要であるうと考えているのでございます。

○堀委員 いまの答弁のように、やはり私は今後の税制のあり方として、基礎控除的なものの中に一番概念的な普通の基礎控除の問題ももちろんあると思いますが、やはりこれはもう少し差を縮めないと、要するに西ドイツ、イギリスの倍負担をしているのですね。フランスとの関係なら八倍負担しているのですよ。実際この四人家族はね。こういうことはやはり今後日本が少なくとも所得水準が上がり、文化が全体として進んでいく過程では、よほどこれは真剣にひとつ税制調査会でもこれを取り上げてもらつて、過去の沿革が低かっただらいつまでたつても低いのだということではなくて——過去の沿革の時代と現在とはいろいろ世帯の構成のあり方も違うのですね。昔は大学にいまのようなくだらん人が行かなかつたし、高等学校にいまほど私の中学の時代は行かなかつたのではない、要するに教育水準というものは非常に上がってきているし、その他諸般の情勢から見ると、私はどうも課税最低限というようなものが、標準生計費といふか、最低生計費といふようなことに比重がかかるおの考え方は、やや私は問題があらうかという感じがするのです。最低のところといふ問題のとり方では、私は今後の問題は解決しないんじゃないかという気がするのです。なぜかというと、最低生

○県政府委員 何度も申し上げるよう  
で恐縮でございますが、私どもとい  
ましても、マーケット・バスケット  
による食料費を基準にして算定した生  
計費というのは基準的な生計費でござ  
いまして、最低生計費という考え方では  
ないのでございます。その点を断わ  
ております。

いまのお話の標準世帯、これは家計  
調査からいたしまして、統計上一番出  
てくる頻度の多いわゆるモードのと  
ころを出しておるわけでございます  
が、これは標準世帯におきまして夫は  
四十二歳、妻は三十八歳、第一子が十  
三歳、第二子が十一歳、第三子が四  
歳、こういったところが家計調査の上  
からモードとして出てまいるのでござ  
います。この点からいたしますと、十  
学校四年、四歳はこれから幼稚園に行  
くという状態になるわけでございま  
す。

○堀委員 それで見ると、要するに教  
育負担というようなものはこの中には  
見ていないわけですね。大学へ行つて  
いる子供、高校へ行つている子供、こ  
れに対して子供の年齢を上に五年ずら  
すと大体大学へ一人、高校へ一人、小  
学校へ一人、こういうかたちになる  
んですね。義務教育でも負担がかかる  
ているのですけれども、しかし高校、  
大学の負担に比べると義務教育のは  
うですけれども、子供はどういう学校  
へ行つておるのか。あなたの方の標準世  
帯は夫婦と子供三人ですね。あの生計  
費で出しておる中の子供の就学状態を  
をどこに設定しているのか、それを  
ちょっと聞きたいのです。

は何といってでも少ないので、そう考らう。  
本の場合には最低生計費だと思うのです。  
され。なぜかというと、保護世帯と比較  
して一体どうだ、保護世帯との比べ方  
で見ても、保護世帯というのは食えない  
のです。生活保護というものは食うしない  
ないというのはわれわれ実態調査で  
はつきり実証している。大体生活保護  
費の五〇%増加ということでようやく生  
きていっているのが現状であり、保護  
されている生活費なんですが、そうい  
うものにこだわると、いま問題を提起  
しておる諸外国との関係というものは  
実際問題としてベースに乗ってこなくな  
るのです。そこで、権衡の問題とい  
うものを国内だけでなく世界的な視野  
で見ると、私は当然必要性はないかとい  
うふうに思います。しかし、この点につ  
いてはひとつそういうふうに思  
う日本の文化的な発展段階に応じた標準化  
的生計費というものを、一べん私は  
制調査会で考えていただきたい。少なくとも子供が大学にも行き高等学校  
も行つておるという状態で、そなうなると  
当然私はマーケット・バスケットによって  
変わつてくると思います。子供の年齢  
の相違によって変わつてくると思う。  
それからまたどの間実はわれわれの同僚  
が新聞に書いておる中で、日本人の  
背の低いのはやはり良質たん白質が不足  
だということを指摘しておりますが、私はその  
が、私はその点は同感だという感じがいた  
ります。どうしても高たん白なものの  
を食べるということになれば、これら  
は生計費も上がつくることですから、  
こういう基準生計費もいいでしょ

う。しかし今度は、考えられる標準として問題として提起して、それとの間の問題を討議しながら、諸外国のいまのうな方向に順次近づけるよう努めをしていただきたい。

その次に、ここで第一点というものが終わって、第二点目に、給与所得との権衡は事業所得その他の所得との問題、専従者の問題というのが出ておきますね。そこで国税庁長官に、この建議をする前に、いまの日本の事業所得者の実態をひとつ御説明をいただきたい。それは何を伺いたいかといふと、まず最初に事業所得の中には商業その他の一般的な事業に従事してくるものと、それから農業、水産業その他もありましょうが、農業といまの事業といふ二つに分けて、三十八年十二月につけたところです。七年でもいいですが、全体が一体農業所得の納税者というのは幾らあって、事業所得の納税者が幾らある、その中の青色と白は、実数といいですが、ウエーポとして見ると体幾らと幾らか、これをちょっとお答えをいただきたい。

○木村(秀)政府委員 昭和三十七年五月申し上げますと、営業所得者が約二十万でございます。それから農業所得者が二十四万九千人でございます。そのうち青色申告をされておられる方が、農業につきましては約一万で、ほとどとに足りない数字でございまどどが、その他の営業につきましては約四十五万でございます。

すね。あとの半分より少し多い日が白ですね。まずこの点を最初に確認をしておきたいと思います。

その次にちょっとお伺いをしますのは、いまの四十五万の青色申告の中身になるのですが、四十五万の青色申告の中、そのまま申告を認めたのが

一体幾らで、修正申告になつたのが幾らで、更正決定をしたのが一体幾らありますか、ちょっとお尋ねいたします。

○木村(秀)政府委員 ただいま申し上げました四十五万の青色申告者のうち當初中告を是認いたしましたのが約二五%でございます。それから修正申告を出されたものを是認いたしましたのが約一〇%、それから更正をいたしましたのが千七百ばかりで、ほとんど一セントーテージはゼロでございます。

それからそのほかに調査省略をいたしましたのが四五%ございます。

○堀委員 ちょっとよくわからぬのですが、四十五万の内訳は、是認が二五%ですね。修正が一〇%、更正決定はゼロですか。

○木村(秀)政府委員 ゼロではございませんが、千七百人千七百人でござりますから、一セントーテージとしてはほとんどゼロに近い一セントーテージになつております。

○木村(秀)政府委員 もう一度申し上げます。當初中告を是認いたしましたのが二五%、修正申告を是認いたしましたのが一〇%、調査の省略をいたしましたのが四五%、更正がゼロ、それから無資格等として処理いたしました

のが二〇%でございます。合計して一〇%でございます。

○堀委員 そうしますと、さつき青色が四十五万ということになつていますが、無資格というものは要するに白になつてしまつたわけでしょう。

○木村(秀)政府委員 この無資格と申しますのは青色の取り消しではございませんので、納税の資格なしという意味でございます。

○堀委員 要するに課税対象ではなくなつたということですね。そうするとやはり二〇%は落ちますね。四十五万あると言つたけれども、このうちの二〇%というものは落ちるわけだから、九〇%落ちたら三十六万ということですね。正確にいえばそういうことになりますが、お答えください。

○木村(秀)政府委員 そういうことにあります。

○堀委員 わかりました。そこで私これを拝見して、調査省略というのが四五%あるのですね。調査省略というのはどういうことですか。

○木村(秀)政府委員 これは税務署におきます事務量からいたしまして、そこまでは手が回らない、したがつて当該年度においては調査を省略するものでございます。

○堀委員 そうすると、変な言い方ですが、いま全体の中の四五%あるものが、またウエートが変わってきますね。二〇%というものは無資格だから、二〇%の分だけ四五%のウエートがふえるわけですね、全体にかぶつてくるから。だから八〇%の中の四五%といふことは、大体五四、五%くらいのところへ調査省略が返ってきましたね。要するに青色申告というのは、そういうふうにお話を聞くと、半分は運がよかつたら大体そのままでいくんだ、あととの運が悪いのが修正——是認が二五%、だからまた上がって三〇%近くになりますが、これは是認でいいです

○木村(秀)政府委員 申告を是認したということではございませんけれども、結果的にはその申告をそのまま認めた、そういうことになります。

○堀委員 調査を省略して當初中告を是認したということですか。

○木村(秀)政府委員 調査した結果、申告を是認したということではございませんが、あと何があるでしよう。

○木村(秀)政府委員 もう一度申し上げます。當初中告を是認いたしましたのが二五%、修正申告を是認いたしましたのが一〇%、調査の省略をいたしましたのが四五%、更正がゼロ、それから無資格等として処理いたしました

して一回是認をしたのですね。次の年度になるとひっくり返ってきて、調査しないで是認していただらうとして、あれをもう一ぺん修正しろということが起きたか、起きないか。

○木村(秀)政府委員 そういう場合もございます。

○堀委員 そうすると、これはベンディングにしておいてあるということを申し上げましたように是認という結果になります。もちろん次年度以降においておかしい点が出てくれば、前年

○木村(秀)政府委員 結果的には先ほど申し上げましたように是認という結果になります。もちろん次年度以降においておかしい点が出てくれば、前年

○木村(秀)政府委員 これは税務署におきます事務量からいたしまして、そこまでは手が回らない、したがつて当該年度においては調査を省略するものでございます。

○堀委員 そうすると、変な言い方ですが、いま全体の中の四五%あるものが、またウエートが変わってきますね。二〇%というものは無資格だから、二〇%の分だけ四五%のウエートがふえるわけですね、全体にかぶつてくるから。だから八〇%の中の四五%といふことは、大体五四、五%くらいのところへ調査省略が返ってきましたね。要するに青色申告というのは、そういうふうにお話を聞くと、半分は運がよかつたら大体そのまましていくんだ、あととの運が悪いのが修正——是認が二五%、だからまた上がって三〇%近くになりますが、これは是認でいいです

○木村(秀)政府委員 申告を是認したということではございませんけれども、結果的にはその申告をそのまま認めた、そういうことになります。

○堀委員 調査を省略して當初中告を是認したということですか。

○木村(秀)政府委員 調査した結果、申告を是認したということではございませんが、あと何があるでしよう。

○木村(秀)政府委員 もう一度申し上げます。當初中告を是認いたしましたのが二五%、修正申告を是認いたしましたのが一〇%、調査の省略をいたしましたのが四五%、更正がゼロ、それ

とは間違いないということですね。私がちょっととしつこくこういうことを聞いているのは、今度の専従者控除の問題を税制調査会で論議をされた中で、専従者控除に差がついてしまつた。青色の専従者控除を立てる考え方、同族会社の家族給与の支給状態というものから問題を発展させてきて、そうしてこれはちょっとわからない

ので聞きますが、要するに十五万円と十二万円にきめたんですね。ところが、これは中身はあとから聞きますが、片一方の白のほうは農業所得者がおいかげであります。だから実際問題としては前年度以前にさかのぼつて更正をいたしたというとかいうことがございますが、しかしながら実際問題としては前年度以前にはさかのぼつて更正をいたしたという例は非常に少ないわけです。

○堀委員 そうすると、変な言い方ですが、いま全体の中の四五%あるものが、またウエートが変わってきますね。二〇%というものは無資格だから、二〇%の分だけ四五%のウエートがふえるわけですね、全体にかぶつてくるから。だから八〇%の中の四五%といふことは、大体五四、五%くらいのところへ調査省略が返ってきましたね。要するに青色申告をしているのは三十六万で、あるところが二〇%落ちますから、実態として課税対象になるのは九十一万円ですね。営業所得の九十一万の中で青色申告をしているのは三十六万で、あるところが二〇%落ちますから、実態として課税対象になるのは九十一万円ですね。営業所得の九十一万の中で青

色申告をしていているのは三十六万で、あるところが二〇%落ちますから、実態として課税対象になるのは九十一万円ですね。営業所得の九十一万の中で青

にむずかしい。農業の場合にはその記帳のやり方で簡易なものにいたしておられますけれども、なおかつ農業所得の場合は本来的に青色申告になりにくいという点を認めまして、そして白色申告の場合は専従者控除につきましては農業の場合を標準にしておるのでございませんして、営業所得者の場合には白色申告になりやすいのでできるだけ青色になつてほしい、こういう意味を含めまして、専従者控除の金額をきめますときに、従来から青色の場合には同族会社の親族従業者に対する給与をと十二万円にきめたんですね。ところが、これは中身はあとから聞きますが、片一方の白のほうは農業所得者が大体多い。だから農業所得者の家族労働の評価か

いので聞きますが、要するに十五万円と十二万円にきめたんですね。ところが、これは中身はあとから聞きますが、これは中身はあとから聞きますが、片一方の白のほうは農業所得者が大体多い。だから農業所得者の家族労働の評価か

いので聞きますが、要するに十五万円と十二万円にきめたんですね。ところが、これは中身はあとから聞きますが、片一方の白のほうは農業所得者が大体多い。だから農業所得者の家族労働の評価か

度でものを見るならば、青色申告に両方がしたいというのなら同じことじゃないですか。それではこのルールでなければ農業所得の青色申告をした場合でも同族会社の恩典に浴すことになるでしょう。一休農業所得の家族従事者と同族会社の給付とどういう関係があるのですか。この一万人に適用しているのです。それをちょと説明してください。

○県政府委員 これは青色申告を奨励するため、青色の場合は専従者控除を多くしておるのでございます。お話をすれば、同族会社の親族從業員と同じような控除を受け得ることになりますが、その点では白色の場合との差が大き過ぎるじゃないかこの御批判ますことにごもともでござります。ただ、私どもとしては、税務行政の実際を考慮まして、できるだけ納税者の方が青色申告をしていただく。その青色申告をすれば、したがって控除が多くなって有利になる、それによつて青色申告があつえるということを期待してそういうことにいたしておりますのでござります。

○堀委員 そういう言い方になると、これは論理的でなくなつてくるのですよ。青色申告に変わつてもらいたいからというのは、抽象的なあなたの希望です。抽象的な希望では、どうやつて金額にあらわしますか。自身に振り返つて触れますと、ちょっと私はこの資料だけではわからないからお伺いいたしますが、ここにあなたの方の資料が出ていますね。同族会社の家族給与支給状況調というのがここにあるのですよ。この中で、三一ページにこういう

ことが書かれている。「これらの從業者は事業主と世帯を別にしている者も多いと思われるし、個人事業者の場合も、生計を一にしない親族に対し支払われる給与は全額経費とされるので、このような者を除外してみると、この資料ではここがどういうことにならておるのかよくわからないのです。」  
「このようなものを除外してみると、個人換算所得百万円以下では、配偶者は約十三万円、その他の者についても、男子は十二万円から十三万円前後、女子は十万円前後となつておなり、「云々、こうしたことになるのです。あとす」と書いてあるのですが、この資料にちつともつながらない。いまの生計を一にしない者はこの中でどうなつているかということを見ても、この資料ではちつともわからぬのです。それでは、一体何からそういう資料は出てきておるのか、それをちょとあつたら先に出してもらいたい。この資料では出ない。

○泉政府委員 同族会社の家族給与の場合におきましては、これは個人事業所得者の場合も同様でございますが、事業主と生計を別にしております場合は、個人事業者の場合でも、それは経費に落ちております。

そこで同族会社の場合の親族従業員がいろいろございますが、そのうちの個人事業主の専従者であつて、生計を別にしているものに相当するようなもので、この統計の中から除いてみれば、ということとございまして……(堀委員資料では除けないじやないか)と呼ぶ)資料にはそれが出ておりませんが、原資料には、特にあの中でもちょっとと出しておりますように、専従者で配偶者

ある者(堺委員)「親と一緒にいる者が多くさんいる」と呼ぶ。それはもちろんござりますが、専従者で配偶者がいる者、そして子供のある者あるいは別居している場合があるわけでござります。そういうふうに列挙しております。ものは本来個人事業者の場合の専従者の中では当然全額経費とされるものが入っております。これを除いて考えたという趣旨でござります。

○堀委員 これを見ましたら、サンプリングが非常に少ないですよ。一体これはどういうサンプリングをしたのか、抽出の仕方をちょと聞きたい。

○県政府委員 これは本来からいいますと、全国の国税局について調べるのが適当かと思うのでござります。ただ取り急いで税制調査会に提出する必要がございましたので、もよりの東京国税局と関東・信越国税局との二局にお願いいたしまして調査をしていただきたのでござります。

サンプリングのやり方は、普通の階層別任意調査でございまして、特にこの階層がたくさん出てくるようになりうることでサンプリングをいたしたのでござります。特にそこには恣意的な要素は人一ておりません。ただお話をようやく、全国的な規模でこういう調査をするべきであつたとは思つております。

したがいまして、その点は今後考え方として、全国的な調査をいたしたいとは思つておるのでございます。ただ常識的に申しまして、東京国税局及び関東・信越国税局の管内におきましては、全國標準からいえばおそらく高いほうではないかというふうに考えられますので、これを基準としてやれば、少なくとも少な過ぎるという批評はない

わけでございます。  
○堀委員 あとでちよゝときめのこまかい資料を拝見しますけれども、ともかく私はこう考えるんです。青色申告の特典は専従者控除だけではない。ちよゝと一べんあけてみてください。白と青との特典の差と、大体どこを基準として、一体金額的に見たら、一般的、標準的な例でいいですが、どのくらいメリットがあるか、それをちよゝとお答えいただきたい。  
○県政府委員 青色申告と白色申告の差につきましては、まず第一は特別償却でございます。その次は價格変動準備金、それから退職給与引き当て金、貸し倒れ準備金、これがおもな制度の差でございます。そのほかに執行面におきましては、青色申告をいたしておりますれば、その帳簿について調査した上でないと更正ができない。それからまた滞納処分の執行等におきましても、特典が与えられているわけでございます。

なっております。  
○堀委員 私は、いまのあれで、この青色申告によるメリットは必ずしもそんなに小さくないと思うのです、十八万三千円ですね。そうしてみると専従者控除といふものの根本的なものの考え方というものは、一体どこにあるかといふと、これはいまの営業所得について言うならば、やはり同族法人との見合いでものを見るわけでしよう、そこほうが第一だと思うのです。その見合いで見るのならば、自であるうと青であろうと専従者控除については私は同じであるのが当然だと思うのです、率直に言つて。だからもしあなた方が農業所得の場合こういう考え方をするならば、私は農業所得に関する専従者控除は幾らである、営業所得に関する専従者控除は幾らであるということにするのなら私はまた多少納得しますよ。しかしそうではなくて、あなた方は業態が違うものを根拠に出しながら、同族法人における従業員の給与というものを片一方に出し、片一方の根拠として農業所得の中における家内従業員の賃金的な要素というものを見て、こちちが自分でこちちが青だなんということは、これはもうだれが聞いたって論理的に全然通らないと思うのです。しかしここでそういう「から青にいくことについて」は私も賛成です。しかし「門」残つておるもののは業態の本身も考えてあげる必要が私はないかと思うのですよ。それはなぜかといふと、青をするためにはある程度の所得水準に達してこないと、もうぎりぎりのところでやっている人の場合には、私はなかなか青をやりたくてもできなき条件もあると思うのです。まあきよ



いうのは、これは重大な問題が残つてくるんじゃないかと思うんですがね。きょうはそんなことばかり言つていたら横道にそれますから、あとこの問題はひっくり一ぺんやり直しますけれども、その二割ある同族法人でするね、これは一体所得階級別にはどういうふうな分布をしておるのか、その会社の構成内容、業態ですね、一ぺんこれはちょっとこまかく分析をしてもらいたいと思うんですが、そういうのは、いまの一般的に最近急激にふえてきておる法人なりそういうもののはうが多いんですね。これはいま大体の話でいいですがね。どういうことなんですか、その白の二割ぐらいというのは。

と私も予想外のことなんで、私もそんなものはないだらうと思っていたので、予想外のことでありましたが、まあ本題のほうに戻りまして、ともかくも権衡を考えるというならば、私は青色申告による同族法人が権衡の土台になると思うんですよ。どっちにしたってです。それとの見合いでものを考えるということになるのなら、いまの最高限度というものと実態との関係を一べんまた聞きたくなるわけです。大体家族従業員であっても十二万円、二十歳未満で十二万円というのは、一体いま幾らになりますか、月給で考えてみたら。一ヶ月に一万円でしょう。これで大体どんなところでもまあ賞与といふのは出さなければなかなか人は働かないですよね、外部の人を使おうとするれば。外部の人を使っていました方のほうで一体初任給——日本の現在の初任給賃金の上がっておる中で、要するに基本給に時間外手当等入るでしょ。それに賞与を含めて中学卒業で一休ことし幾ら金を出したら雇えると思つておりますか。ちょっとそのほうから聞きたいです。

それからお詫のよう、現在初任給は、私がしばしば申し上げております。ように、三十六年以降急激な値上がりをいたしております。もちろん初任給の額は、その雇い主が大企業であるか、あるいは中小企業であるか、あるいは東京であるか、いかなかであるか、これらによつてかなりの相違があることとは堀委員の御承知のとおりでござります。中学卒業生の場合におきましては、われわれの調査しておるところによりますと、最低が約七千五百円くらいから上のほうは一万三千円くらいまでの間に初任給は散らばつております。

○堀委員 七千五百円としてそれの十四ヶ月としましようかね。十四ヶ月で幾らになります。

○衆政府委員 十万五千円でございます。

○堀委員 十万五千円というよろ、これでいまあなたは地方と東京、都会と言われましたが、実際は地方にはあまり中学卒業者はいないんですよ。ほとんどこれは都会に集中してきている。都会は高いですからね。資本主義の原則で七千五百円と一万三千円と出されて、私は七千五百円のほうがいいですとは言わないんです。やはり一万三千円のほうがいいですからね。そこに人口移動が急激にいま起っていることは御承知のとおりです。だから七千五百円というのは例外で、この間総理大臣なんかがいろいろ答弁しておるのを聞いても、一萬円くらいになつておるとか、いろいろな答弁があるわけです。これから見ても私はいまの同族推計にもいろいろ問題があると思うんです。そのことは白であろうと青であ

るうとかかっておるのに相違ないで  
しょう。やはり専従者控除を認めるとい  
う精神は、かかった費用をその分に  
ついて認めてやろうという、こういう  
考え方でしよう。専従者がいて、その  
専従者が家族従業員であるために正当  
な費用がもらえない、あるいははたまた  
ま同居しておるためにもらえないか  
ら、それをその他の従業員の立場にお  
いて考えてみたときに幾らということ  
で専従者控除というものは設定された  
沿革があると思う。そうして個人では  
白と青に差をつけるというのならば、  
まず同族法人のほうの資料から持つて  
きたものを白において、その上に幾ら  
かのメリットは青につけるというのな  
らば私は理解するのですよ。あなたの方  
は低いほうばかり常に見ているんです  
よ。メリットというならばどういう  
かっこうでもいいですよ。それなら  
青色にしたって平均というのは、と  
もかく分散している中の平均値でしょ  
う。だから平均値でなければいかぬと  
いう理由はないんです、こんなもの  
は。メリットを平均値より少し上に上  
げましょ、しかし白の場合には平均  
値しか上げませんよというのならば、  
私は筋が通ると思う。

らいたい。国民の権利はこういうことは守られないですよ。これは税制調査会にも、特にひとつ今度は中山さんがおいでになつたら、こういうことはわれわれ納得できないと言つてやりますが、この専従者控除のあり方は、少なくとも平均的なものは白青共通して認めて、ただしメリットを考えるならば、その上に上積みするという考え方を今後とつてもらわぬことには、この所得税法に賛成できないし、また今後延々として質疑は続行されるものとひとつ覚悟していただきたい。

○県政府委員　おしかりをいただきまして恐縮に存じておりますが、専従者控除の場合にどの程度の控除をすべきか。お話をのように私どもとしましては同族会社の親族従業員の経費、給与を基準にいたしまして、その平均的なところをとつてまいりて個人の青色申告の専従者控除の限度額といたしたのでござります。これでどういうふうに持つていくかということについては、いろいろ御意見はあるうかと思いますが、ただ私どもとしては白色申告の場合、青色申告の場合、それから法人になつている場合、その法人の場合も白色の場合と青色の場合いろいろ形態が違います。それらを総合して適正な控除というものをきめる必要があるんではないか。お話をのように同族会社の給与の平均を控除額とすべきか、それとも同族会社の白色の場合にはその低いほうを基準にすべきではないか、青色申告の場合には平均よりも少し高目のところ——最高のところを基準にして限度を設けるか、あるいは青色申告

の場合でもいわゆる配偶者を持つておられ、あるいは扶養親族のあるような相手に達しておる青色申告の専従者について、もは限度を設けないで、正当なる給与の対価が払われておるものと見るべきかどうか、そういうものだから、給与の支払いが行なわれないので、もし主税局のほうで給与の支給を認めれば給与の支給をするのだというようなお話をございましたが、白色の場合、はたして親族從業員にほんとうに給与が払われておるのかどうか。単なる必要のつど小づかい錢をやっているのにすぎないのでないか。こういった点の実態をいま少し十分検討してまいりたいと思うのでございます。やはり給与としてほんとうに支払われておるという実態がありますならば、それはそれに応じたような控除にすべきである。もし給与として支払われておらない、単に小づかい錢を必要のつどときどき与えておるにすぎないという実態であるならば、これはまいりかねる点があるかと思うのであります。そういう点の実態をおよく調査いたしまして、今後検討をしてまいりたいと思っておるのでございます。

○堀委員 私は現状の分析の上に立って、十分科学的にひとつきめてもらいたいということです。この提案は私は認めません。この農業所得を持つて、いきなり白に置きかえて、農業所得はこうだから白において九万円にし

たというのをやめてもらいたいのです。出ているものをやめてくれと言ひます。現状の分析の上に、われわれを説得するに足る経過があつて、こういうことで実態を調べたらこうでしよう、そこでここにこういたしましたというのならまた私は別の角度で理解いたしましたが、少なくともここに提起されておるこういうかつこうだけは納得せません。この点をひとつ明らかにしておき

ます。最後に、今度はちょっと方向を変えまして、損害保険について所得控除が本年度から創設をされました。この大蔵委員会で私が問題提起し、大蔵大臣がそれに賛成をされ、世界的に珍しい所得控除だといわれておりますが、私は非常にいい方向だと思う。可燃性の建物が多い日本の場合には、何も不燃性の建物の多い諸外国の例を学ぶ必要はないだろうと思うので、これには非常にけつこうだと思うのです。この間金子委員の質問の中で、主税局長が、大体二千円の所得控除の限度といふのは、損害の保険額として六十九万九千円ぐらゐを平均値といいますか、

○中嶋説明員 三十六年度の火災保険の契約高で申し上げますと、不動産の元請保険料が二十三億六千六百万円、動産が七億九千三百万円、そのほか混合したものがございまして、これが二十二億八千百万円ございます。合わせて五十四億四千万円でございまして、不動産と動産をつきり分けたものだけで比率をとりますと、大体不動産のほうが動産の三倍ということになりますけれども、混合形態のものが不動産程度ございます。

〔坊委員長代理退席、委員長着席〕  
○堀委員 お件数で申し上げますと、不動産のほうが百三十五万一千件、動産が五十七万三千件、混合形態のものが九十八万六千件、合わせて二百九十一万件ございます。

○堀委員 そこでいまの六十九万九千円という平均値が出てきたのは、いまの五十四億幾らを総件数で割ったといふことなんでしょうか。この損害保険

の点をちょっと伺います。保険の損害保険金の平均額が六十九万九千円に相なつておるわけですが、これは総合保険の数字をとつたと思ひますので、別に区分して出でられないでございます。

○堀委員 銀行局にお伺いいたしますが、いま総合保険では区別がないといふお話をしたが、銀行局の調査ではどうなつてますか。

○中嶋説明員 三十六年度の火災保険

うに、掛け捨てのいわゆる短期の火災保険の損害保険金の平均額が六十九万九千円に相なつておるわけでございまして、そのうち住宅の分が幾らで家財居及びその住居の中にある動産が入つておるわけでございます。先ほどの動産と言われるは、宝石とかそういうのとてとで実態を調べたらこうでしよう、そこでここにこういたしましたというのならまた私は別の角度で理解いたしましたが、少なくともここに提起されておるこのういうかつこうだけは納得せません。この点をひとつ明らかにしておき

ます。最後に、今度はちょっと方向を変えまして、損害保険について所得控除が本年度から創設をされました。この大蔵委員会で私が問題提起し、大蔵大臣がそれに賛成をされ、世界的に珍しい所得控除だといわれておりますが、私は非常にいい方向だと思う。可燃性の建物が多い日本の場合には、何も不燃性の建物の多い諸外国の例を学ぶ必要はないだろうと思うので、これには非常にけつこうだと思うのです。この間金子委員の質問の中で、主税局長が、大体二千円の所得控除の限度といふのは、損害の保険額として六十九万九千円ぐらゐを平均値といいますか、

○堀委員 お件数で申し上げますと、不動産のほうが百三十五万一千件、動産が五十七万三千件、混合形態のものが九十八万六千件、合わせて二百九十一万件ございます。

○堀委員 そこでいまの六十九万九千円という平均値が出てきたのは、いまの五十四億幾らを総件数で割ったといふことなんでしょうか。この損害保険

の点をちょっと伺います。保険の損害保険金の平均額が六十九万九千円に相なつたということについては、これは多少やむを得ない問題があると思うのですよ。ただ私がこの間話を聞いておりますと、要するにこれまでの保険のあり方としては、残存価格といいまして、評価額以上にありますと、評価額以上にありますと、要するにこれまでの保険

のあり方としては、残存価格といいまして、評価額以上にありますと、要するにこれまでの保険

差があつて、そういう保険をかけると家建てかえのために火事が起るようでも困るので、そこらには何らかの基準があつてしかるべきだと思うのですが、しかし方向としてはそういうか、こうの保険が望ましいと思うのです。が、銀行局ではどういうふうに考えておりますか。

○中嶋説明員　お話をのように現在超過保険は認められておりませんので、古い家になつてまいりますと新築したときに比べてかなり減価してまいりました

て、十分に再築価格が補償ができないことになります。これは現在の火災保険そのものの仕組みがそうなつ

ておるわけでございまして、商法、保険業法等の体系からそういう形になつた場合にそれを再築するということになります。しかし仰せ

ておるのによると、火災保険にかかるのは家の焼けた場合にそれが焼けた場合にそれを再築するといふことが一つの大きな目的ではないかといふ話でございます。またそういう事情も実際に世間にあるわけでございまして、実際には近いものができないだろ

うかということです。現在算定会を中心いたしまして検討中でございます。その骨子を申し上げますと、経年減価度がかりに年々何パーセントか下がってま

ります。しかしながら個人の住居に

カーブでその効用価値が下がっていくふうに想定して火災保険をつくっていく。まあ一種の新価保険でござ

りますが、そういうものをいま検討してしております。

○堀委員

そこでいまのようなこと

で、そんなにむずかしい問題でもあり

ませんが、私はいまの二千円という控除額は生命保険料の控除と見ましても

權衡を著しく失していると思うので

す。ただ制度創設ですから、私は創設されたことに意義を認めてこの額につ

いては触れませんけれども、大体この

制度を設けた趣旨は、要するに火災保

険に入りなさい、そうして火災になつたときに被害を最小限度に食いとめる

ようにしなさいという政策意思のほう

が非常に重要な作用しておる創設だと

考えますから、そういう政策意図に沿つた方向で今後もひとつ逐次この控除額の引き上げ等の措置が講じられるべきである、こう考えるわけですが、あわせて生命保険料の控除との權衡も考慮ながら、ちょっとこれは質は違いますが言ひます。主税局長はどういうふうに思ひますか。

○泉政府委員

お話をございました

が、生命保険料控除と損害保険料控除とはやや性格が違いますので、生命保険料を払うことによって加入できる生

命保険金——将来三十年あるいは二十

五年たつて得ることのできる生命保険

金というのは、加入者の年齢によつて

も違いますが、約九十万から百二十万

くらいの間だらうと思います。そ

ういになっておるわけでございま

すが、損害保険金につきましては、お

話のように、本来日本のように火災に

よつて失われることの多い家屋につき

まして、その損害が起きたことについ

て、できるだけ早く家屋の復旧ができ

るようという趣旨で、できるだけ損

害保険に加入しておいたほうがよろし

いですよ、という意味で設けるのでございまので、お話をのように、家屋の

復旧ができる程度とすることが目安に

なることは思うのであります。が、何

ぶん制度創設の初めでござりますし、

それからまた中嶋調査官から申し上げ

ましたように、現在のところはまだ時

間までしか保険がかけられないという

制度になつておりますために、平均保

險金額が六十九万九千円といったよ

うな姿になつております。これらの点か

ら二千円ということをきめたのでござ

りますが、給与所得者については——事業所

が、給与所得者については——事業所

得は本年度起きませんね。給与所得だ

れと同時に、納税のこの法律が適用さ

れて四月一日から行なわれるわけです

が、給与所得者については——事業所





中央金庫を加え、中小商工業者等その利用者の便宜をはかることいたしております。

第二は、納稅貯蓄組合連合会について、その法制化をはかつて、規制と助成の措置を講ずることとし、当該連合会が、翼下の納稅貯蓄組合を指導、育成し、またはその連絡、調整等の事務を行なうに資することいたしておられます。

第三は、納稅貯蓄組合預金について、それが納稅以外の目的に引き出された場合において、引き出し額に応ずる利子に対する所得税を課さないものとする場合の引き出し限度額を五万円から十万円に引き上げ、預金者の便宜に供することとしております。

以上が相続税法の一部を改正する法律案及び納稅貯蓄組合法の一部を改正する法律案についての提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○山中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は次会に譲ります。

次会は、明二十六日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十三分散会

大蔵委員会議録第二号中正誤

ページ	段	行	誤	正
五	三	二	うふな	ふうな
リ	四	六	いなど	ないと
リ	五	一	により	よりは、
六	一	三	ンの中の	ンが中の
リ	四	二	ざごいま	ございま
リ	五	七	してしま	してしま
八	五	二	者、	二者、
九	リ	三	ンが、	ンが、
リ	四	四	三、もうわ	三、もうわ
リ	五	五	一〇布薄	一〇布薄
リ	六	六	希薄	希薄
リ	七	七	二七そううい	二七そううい
リ	八	八	三三が、	三三が、
リ	九	九	たたこ	たたこ
リ	一〇	一〇	たばこ	たばこ
リ	一一	一一	三三もうわ	三三もうわ
リ	一二	一二	もらわ	もらわ
リ	一三	一三	三四若松委員	三四若松委員
リ	一四	一四	三四若松政府	三四若松政府
リ	一五	一五	委員	委員
リ	一六	一六	申てます	申します
リ	一七	一七	か申てます	か申します
リ	一八	一八	入りま	入りま
リ	一九	一九	て入りま	て入りま
リ	二〇	二〇	また。	また。
リ	二一	二一	(削除)	(削除)
リ	二二	二二	ラク	ラフ
リ	二三	二三	くふ	ふう
リ	二四	二四	伝宣うを	伝宣をく
リ	二五	二五	ふう	ふう
リ	二六	二六	つといし	つといし
リ	二七	二七	つが、	つが、
リ	二八	二八	すが、	すが、
リ	二九	二九	指示	指示
リ	三〇	三〇	提示	提示
リ	三一	三一	障害	障害